

第18回よりよい学童保育づくりのための 一日学習会

（「指導員の労働条件改善のための一日学習会」改め）

【テーマ】「放課後子どもプラン」「全児童対策事業」との関わりで、
改めて、学童保育の役割、指導員の仕事・役割を考えよう！

この一日学習会は、指導員の雇用と労働条件も含めた学童保育の条件整備の課題は何かを考え、
どうしたら改善を進めていけるかを考える場として開催してきました。今回は、「放課後子ども
プラン」に焦点を当てることにしました。地域・学童保育から多数ご参加下さい。

当日の日程（予定）

- 9：30 （受付）
 10：00 全体会 **於さいたま市与野本町コミュニティセンター**
 基調報告～県内の「放課後子どもプラン」をめぐる動きの報告も兼ねて
 講義「改めて、学童保育の役割と指導員の仕事・役割・専門性を考えよう
 ～『放課後子どもプラン問題』『全児童対策事業』との関わりで」
 【講師】下浦忠治さん（東京都品川区すまいるスクール指導員）
 12：00 （*昼食・移動）
 13：00 午後は4つのテーマで分科会 **於さいたま市産業文化センター**
 基礎から学ぶ「指定管理者制度」とは？学童保育にとっての課題は？
 学童保育の制度・施策、自治体への運動の“いろは”を学ぶ
 県連協作成「モデル就業規則」を討議する
 「放課後子どもプラン問題」をさらに深める
 16：30 （*分科会毎に閉会）

交通

申し込み用紙

市町村名			所 属 学童保育		
学童保育 連絡先	住所 〒() () FAX()				
	氏 名	希望分科会		氏 名	希望分科会
1			4		
2			5		
3			6		

* 参加費の合計金額()円

- 日 時** 2007年1月21日(日) 9:30受付 10:00~16:30
場 所 (全体会場)さいたま市与野本町コミュニティセンター
 (分科会場)さいたま市産業文化センター
参加費 1,500円 *昼食は各自、ご用意下さい。
申込み 当日参加も可能ですが、事前申し込みにご協力下さい。郵便振替にて、1月15日
 までにお申し込み下さい。領収書コピーと「申し込み用紙」をFAXにてお送り下さい。また、
 郵便振替用紙の通信欄に「一日学習会参加申し込み」と明記してください。
お願い 例年のことですが、別添の「地域からのレポート」をお送りください。

埼玉県学童保育連絡協議会・同指導員連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 048-644-1571 FAX048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp

郵便振替 00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

今回の学習会で学びたいこと

1. 政府は、来年度から市町村に対して「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため...全小学校区において、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）」を策定することを求めています。

「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所」をつくることには異論はありませんが、学童保育と「放課後子ども教室推進事業」や「全児童対策事業」との「一体的...実施」「一体化」ということになるかと話が違います。奇しくも複数のマスコミが「2つの事業を一体的に実施する」ことに力点を置いた報道をしたことが、政府の中に「一体化」を進めたい強い考えのあることを裏付けました。

2. 働く女性の増大や地域の子育て環境の悪化などを背景に学童保育に対する需要が急増しており、片や大規模化、片や待機児童増という問題を生んでおり、学童保育の整備が大きな課題となっはいます。今回の「プラン」がこの解決のために、学校余裕教室を積極的に活用するというのであれば大いに賛成できますが、「放課後子ども教室推進事業」や「全児童対策事業」と「一体的...実施」「一体化」するということについては、“やめていただきたい！”と言わざるを得ません。先行した悪例として、川崎市や東京都品川区等があり、それらの市区では、「全児童対策事業」に学童保育が吸収され（なくなり）、学童保育を必要としている子どもが実質的に排除されている事実があるからです。

3. また、「放課後子どもプラン」の背景として「2007年度以降、大量退職する教員に活動の場を提供する狙いもあり」（9月29日付け『讀賣』夕刊）、この「プラン」の人的資源は退職教員やボランティアでよいという考え方も見られます。

（その後の政府説明では、「放課後児童クラブの専任指導員は、地域子ども教室推進事業との兼務はできないと考えている」とも述べています。）

4. こうした、多くの問題を含んだ「プラン」が登場してしまう要因として、1つに、学童保育について、法制化はされたものの、施設・指導員・保育内容などについての基準がないという制度上の不十分さがあります。同時にまた、小学校児童全般の学校放課後の生活のあり方、学童保育対象児童（留守家庭児童）の生活のあり方双方について、社会的な合意ができていないことがあります。幸い、埼玉県は全国に先駆けて2004年3月、「県放課後児童クラブ運営基準」を策定し、学童保育についての基準を明確にしていますが、政府全体での合意には至っていません。

5. 「放課後子どもプラン問題」は、「全児童対策事業」等との関係で、学童保育の役割とは何か？指導員の仕事・役割とは何か？を改めて問いかけています。この問題を契機に、改めて学童保育と指導員の課題を考えたいと思います。

下浦忠治さんは、東京都品川区の学童保育指導員として働いてきましたが、2003年度より区が、学童保育事業を廃止して「全児童対策事業・すまいるスクール」に代えてしまいました。下浦さんは、すまいるスクールの中にあっても、学童保育の機能が果たせるようにと個人の立場で奮闘されている指導員です。その立場から、放課後子どもプランをどう見るか？「全児童対策事業」と学童保育との関係をどう考えたらよいか？学童保育と指導員の課題は何か？を考えましょう。

今回の学習会の構成と内容

午前中は全体会 於さいたま市与野本町コミュニティセンター

1. 基調報告～県内の「放課後子どもプラン」をめぐる動きの報告も兼ねて
2. 講義「放課後子どもプラン」『全児童対策事業』との関わりで、改めて、学童保育の役割、指導員の仕事・役割を考えよう【講師】下浦忠治さん(東京都品川区すまいるスクール指導員)

午後は4分科会 於さいたま市産業文化センター

- | |
|--|
| <p>1. 基礎から学ぶ「指定管理者制度」とは？学童保育にとっての課題は？
県連協指定管理者制度チームから報告「県内の指定管理者制度の導入状況と私たちの見方」
講義 熊谷守朗さん（自治体問題研究者）「指定管理者制度とは何か？運動の課題」
実際に導入された地域から報告 業務委託の地域 管理委託の地域 それぞれから
討論 導入を阻止するには？ 導入された後、どう運動を進めていくか？
指定管理者制度そのものの枠組みから学童保育などの事業を外させる展望は？</p> |
| <p>2. 学童保育の制度・施策、自治体への運動の“いろは”を学ぶ
講義 森川鉄雄（県連協事務局次長）
学童保育の制度・施策、補助金のしくみと内容 「放課後子どもプラン」への対応
「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」趣旨と概要、どう活用するか？
自治体の予算策定の手順と運動の進め方 保護者会・連協として要望作成の仕方
質疑・討論</p> |
| <p>3. 県連協作成「モデル就業規則」を討議する
「モデル就業規則第2次案」報告 山本和順（県連協事務局長）
・県連協労働条件改善委員会の集団討議をふまえて第2次案を提案します。
就業規則が必要な理由・背景 私たちの作るモデル就業規則の意味
内容（給与、雇用・労働保険、社会保険、福利厚生など） 財政試算
モデル就業規則の生かし方・使い方
質疑・応答</p> |
| <p>4. 「放課後子どもプラン問題」をさらに深める
・実際に「全児童対策事業」に一体化されてしまった地域、「地域子ども教室事業」を主体的に実施されている方々と一緒に、「放課後子どもプラン」の問題をさらに深めます。
【コーディネーター】下浦忠治さん（東京都品川区すまいるスクール指導員）
報告1 「全児童対策事業」に一体化された地域から 川崎市の保護者
報告2 「地域子ども教室事業」を実施している団体・地域から 依頼中
討論・意見交換</p> |